

第 2 日

1. 令和2年3月10日午後1時00分招集
2. 令和2年3月10日午後1時00分開会
3. 令和2年3月10日午後3時48分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(12名)

1 番 荒 木 宏 太	2 番 白 木 淳	3 番 齊 木 幸 男
4 番 坂 本 敏 彦	5 番 竹 下 周 三	6 番 高 木 洋一郎
7 番 秋 丸 要 一	8 番 松 村 慶 次	9 番 庄 山 忠 文
10 番 池 田 龍之介	11 番 森 潤一郎	12 番 蒲 池 恭 一

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	中 嶋 光 浩	書 記	北 原 望
---------	---------	-----	-------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	高 巢 泰 廣	副 町 長	松 尾 栄 喜
教 育 長	岡 本 貞 三	総 務 課 長	上 原 真 二
総合支所長兼農林振興課長	富 下 健 次	会 計 管 理 者	泉 法 子
まちづくり推進課長	石 原 康 司	税 務 住 民 課 長	高 木 浩 昭
健康福祉課長	坂 口 圭 介	商 工 観 光 課 長	大 山 和 説
建 設 課 長	中 嶋 啓 晴	住 民 課 長	有 働 和 明
農業委員会事務局長	松 尾 修	学 校 教 育 課 長	下 津 隆 晴
社会教育課長	前 渕 康 彦	病 院 事 務 部 長	池 上 圭 造
特 養 施 設 長	樋 口 幸 広		

12. 議事日程

日程第1	議案第4号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第2	議案第5号	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第3	議案第6号	和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第7号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う

		関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5	議案第8号	和水町ふるさと応援寄附金基金条例の制定について
日程第6	議案第9号	和水町手数料条例の一部改正について
日程第7	議案第10号	和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第8	議案第11号	和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第9	議案第12号	和水町簡易水道条例の一部改正について
日程第10	議案第13号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第14号	和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
日程第12	議案第15号	和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第13	議案第16号	令和元年度和水町一般会計補正予算（第7号）
日程第14	議案第17号	令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第18号	令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）
日程第16	議案第19号	令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）
日程第17	議案第20号	令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第18	議案第21号	令和元年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第19	議案第22号	令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第23号	令和元年度和水町病院事業会計補正予算（第3号）
日程第21		令和2年度当初予算審査報告について
日程第22	議案第24号	令和2年度和水町一般会計予算
日程第23	議案第25号	令和2年度和水町国民健康保険事業会計予算
日程第24	議案第26号	令和2年度和水町介護保険事業会計予算
日程第25	議案第27号	令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
日程第26	議案第28号	令和2年度和水町住宅用地造成事業会計予算
日程第27	議案第29号	令和2年度和水町簡易水道事業会計予算
日程第28	議案第30号	令和2年度和水町下水道事業会計予算
日程第29	議案第31号	令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算
日程第30	議案第32号	令和2年度和水町春富財産区特別会計予算
日程第31	議案第33号	令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計予算
日程第32	議案第34号	令和2年度和水町病院事業会計予算
日程第33	議案第35号	南関町・和水町火葬事務の受託について
日程第34		和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員長報告について

- 日程第35 発議第1号 和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の調査の期限を変更する決議について
- 日程第36 請願書 教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書提出の要請についての撤回の件
- 日程第37 常任委員の選任について
- 日程第38 陳情等の委員長報告について
- 日程第39 閉会中の継続調査について
- 日程第40 議員派遣について
-

開議 午後1時00分

○議長（蒲池恭一君） 起立願います。皆さん、こんにちは。

（こんにちは。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

上程された議案に対する審議、採決となっております。

日程第1 議案第4号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例について

○議長（蒲池恭一君） 日程第1、議案第4号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第4号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第5号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例について

○議長（蒲池恭一君） 日程第2、議案第5号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整備に関する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第5号「地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号 和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第3、議案第6号「和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第6号「和水町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第7号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（蒲池恭一君） 日程第4、議案第7号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第7号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第8号 和水町ふるさと応援寄附金基金条例の制定について

○議長(蒲池恭一君) 日程第5、議案第8号「和水町ふるさと応援寄附金基金条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第8号「和水町ふるさと応援寄附金基金の条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第9号 和水町手数料条例の一部改正について

○議長(蒲池恭一君) 日程第6、議案第9号「和水町手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第9号「和水町手数料条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号 和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（蒲池恭一君） 日程第7、議案第10号「和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第10号「和水町放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号 和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第8、議案第11号「和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第11号「和水町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号 和水町簡易水道事業条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第9、議案第12号「和水町簡易水道事業条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第12号「和水町簡易水道事業条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程10 議案第13号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（蒲池恭一君） 日程第10、議案第13号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第13号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第14号 和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第11、議案第14号「和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第14号「和水町学校給食共同調理場設置条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第15号 和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（蒲池恭一君） 日程第12、議案第15号「和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第15号「和水町デイサービスセンター設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第16号 令和元年度和水町一般会計補正予算（第7号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第13、議案第16号「令和元年度和水町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第16号「令和元年度和水町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第17号 令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第14、議案第17号「令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第17号「令和元年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第18号 令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第15、議案第18号「令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第18号「令和元年度和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第19号 令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第16、議案第19号「令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第19号「令和元年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第20号 令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第17、議案第20号「令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第20号「令和元年度和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第21号 令和元年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（蒲池恭一君） 日程第18、議案第21号「令和元年度和水町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第21号「令和元年度和水町下水道事業会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第22号 令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第2号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第19、議案第22号「令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第22号「令和元年度和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第23号 令和元年度和水町病院事業会計補正予算(第3号)

○議長(蒲池恭一君) 日程第20、議案第23号「令和元年度和水町病院事業会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第23号「令和元年度和水町病院事業会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第21 令和2年度当初予算審査報告について

○議長（蒲池恭一君） 日程第21、令和2年度当初予算審査報告についてを議題といたします。
各常任委員会において慎重に審査が行われておりますので、各常任委員長に報告を求めます。
最初に、総務文教常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 池田君

○10番（池田龍之介君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは。）

ただいまより、総務文教常任委員会を代表いたしまして、委員長報告を申し上げます。

昨年12月より、中国の武漢市から端を発し、新型コロナウイルスによる感染者が出ている国や地域は、7日現在で南極大陸を除く5大陸の92を数え、感染者数も約10万人、死者数も3,400人強の人数に達し、我が日本においても、8日現在で1都1道2府30県に479人の感染者が発症し、チャーター機帰国者14人、クルーズ船乗船者696人、合計の1,189人、うち14人が死亡されております。熊本県においても6人の感染者を数え、しかも1人は有明圏内での発症を見ており、この新型コロナウイルス対応の議会と言っても過言ではなく、私も二十数年を超える議員活動をいたしておりますが、このようなことは初めての経験であることを述べ、本題の委員長報告へ入りたいと思います。

総務文教常任委員会所管課の一般会計、和水町国民健康保険事業会計、和水町後期高齢者医療事業会計、春富財産区事業会計の令和2年度歳入歳出予算審査を総務文教常任委員6名で、去る3月9日午後1時過ぎから、10日は朝8時半からの2日間にわたり、実質的には10時間余りで、所管課である三加和総合支所、社会教育課、学校教育課、税務住民課、まちづくり推進課、総務課、会計室、議会事務局、監査室の順番で審査を実施いたしましたので、和水町議会会議規則にのっとり、総務文教常任委員会を代表し、報告いたします。

総務文教常任委員会の所管課における令和2年度の当初予算歳入歳出について、それぞれの課長以下、担当者から、それぞれが所管する一般会計及び事業会計の歳入歳出予算書及び予算説明書を基に、従来と違い、僅かな時間、または、ある所管課においては就業時間を過ぎる時間に及ぶ時間に至っておりますが、懇切丁寧なる説明を受け、予算審査を実施いたしました。

まず、三加和総合支所住民課並びに春富財産区特別会計について申し上げます。中林水源から町が供給している水の水道代と他の課が所管している水の代金に開きがあり、町が執行する以上は平等性に欠けることはいかかなものかということで、数年前より改善に取り組むようにと注意喚起を促していたところではありますが、いまだかつて改善が見られず、当該所管課に総務課を交えたところで協議をなし、改善に努めるようにと今回も注意喚起を促したところでもあります。

次に、社会教育課について述べますと、文化財保護田中城址崖面調査設計業務委託費518万1,000円が計上されておりましたけれども、全額が一般財源からの支出となっていたので、国・

県よりの補助金を確保でき、なおかつ緊急性を伴わないのであれば、その後の事業として検討したほうが良いのではないかと促したところでもあります。

次に、学校教育課について述べますと、菊水地域の4小学校が統合され、本年4月より菊水小学校としてスタートを切り、三加和小学校同様、スクールバスによる通学を実施するに当たり、プロポーザル形式による業者選定が行われた模様でありますけれども、行政の1つの使命と言える町内企業・地場産業の育成があると認識いたしているところであります。聞くところによれば、金額的には差がなかったが、町内業者ではなく町外業者に決定したとの説明を受けましたけれども、はっきりとした決定に至った経緯については言葉を濁され、納得いく説明ではなかったもので、なぜそのような結果になったのかを執行部に詳しい説明を求めたいところであります。

次に、税務住民課の一般会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計について述べます。自主財源の基礎となる町税の法人分は87万3,000円と微増であり、個人分55万9,000円の減少、固定資産税も93万3,000円の減少、たばこ税も110万5,000円の減少、合計の8億9,394万5,000円で、前年度対比11万4,000円の微増であったとの説明を受けたところであります。また、マイナンバーカードの発行を国・県は7割から8割の目標達成を呼びかけてはいるが、我が町の状況は1割弱の推移であるとの説明でありました。

次に、国民健康保険事業会計では、65歳以上のみの世帯については徴収方法が年金からの特別徴収が実施されるとの説明を受けたところであります。また、特定健診については、1月末の速報値は63.8%と、目標とする65%には届いていなかったけれども、2月末では65.5%となり、目標値を3年連続で超えたとの説明でありました。

まちづくり推進課について述べます。路線バス維持・乗合タクシーの歳入は、前年より50万円増額の307万1,000円であり、歳出は253万9,000円増の3,782万9,000円であり、乗合タクシーに至っては、システム使用料と合わせて1,476万円となっており、目には入りが307万1,000円で、出が5,258万9,000円と4,951万8,000円の支出超過になっているが、特別地方交付税措置が法制の上からは8割の交付措置がなされているとの説明でありました。そこで、玉名・山鹿との定住圏自立構想協定を結んでいることから、将来的には、お互いに自由に往来できるような乗合タクシーの進化版的な交通システムの確立を目指すべきではないかという考えから、協議を重ねるようにと促したところであります。

次に、総務課について述べますが、総体的なことになろうかと思っておりますけれども、御理解、御了承いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

令和2年度当初予算は73億1,527万4,000円で、対前年度比6億36万6,000円増額、率にして8.9%の増となっております。歳入について、町税、分担金負担金、使用料手数料、繰入金、繰越金等の自主財源は17億4,644万6,000円で、対前年度比1億6,346万3,000円の増になっており、主な要因は、繰入金4,346万8,000円、繰越金1,766万円の増額になったもので、自主財源の伸びが見られますけれども、これについては素直に喜べるものではありません。特に繰入金に当たっては、繰越金のみでは財源確保ができないことから、昨年同様に財政調整基金から1億円、減債基金から1億5,000万円、また、今年度はそのほかに、公共施設整備基金から3,500万円を繰り入

れているとの説明でありました。町債は10億4,060万円で、対前年度比3億4,750万円増加しており、内訳は、過疎債が5億2,690万円、道路整備やせきすい斎苑改修のハード事業分が4億3,950万円、子ども医療費助成や土木費助成等のソフト事業分として8,740万円となっており、また、合併特例債は総合グラウンド整備事業債に1億9,710万円、さらに臨時財政対策債1億4,000万円となっており、災害対策関連では、緊急防災・減災事業債で560万円、緊急自然災害防止事業債で1億6,500万円、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債600万円となっており、これらの災害関連の地方債については、基本的には令和2年度までの時限付措置とされており、緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止事業債は借入額の7割、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債は5割が交付税措置である有利な地方債であることから、必要な災害対策事業を令和2年度に集中的に実施し、借入れを行うものであるとの説明でありました。

歳出については、前年度と大きな違いがあるものは、令和2年度から地方公務員法及び地方自治法の改正により会計年度任用職員制度が創設されることで、これに伴い、非正規職員の任用要件が厳格化されるとともに、人件費の取扱いが大きく変わり、一般職の臨時・非常勤職員は会計年度任用職員へ移行し、期末手当1,191万円やその他共済費の支払いが必要となる旨の説明を受けたところであります。

次に、電子計算費では、今年度更新した業務用情報端末借上料、地域イントラネット機器リース料等、総額1,560万円の増額となり、総額1億34万6,000円を計上されておりました。

消防関係では、有明行政事務組合への一部組合負担金が1億9,251万5,000円、対前年度比848万7,000円の増額となっており、これは5台の特殊車両の更新に伴うものであり、町の消防ポンプ、積載車両購入費として1台572万円、自主防災組織活性化補助金が720万円、これは下久井原、平野、下津原西、中岩、下津原中の5行政区への補助金ということであり、防災について意識高揚につながりつつあることは良いことであると思ったところであります。

また、消防団員報酬の引上げにより、対前年度比230万円の増、1,111万6,000円を計上しているとの説明を受け、最後に、公債費は、元利・利子の合計で9億9,100万円、対前年度比2,000万円の減とはなっているものの、しかし、これまでの学校統合事業、学童施設や菊水共同調理場の建設を初め、総合グラウンド整備事業や災害対策事業等の大規模な公共事業によって、公債費の増加が懸念され、今後は起債による各種事業の縮減に努め、財政の健全化に取り組まなければならないと強く思ったところであります。

最後に、会計室、議会事務局、監査室について述べますと、会計室においては、去る2月14日、監査委員のほうから指摘がありました基金の運用について説いたところ、決済用の普通預金口座へ、利率が0.01%のやつは6本ほど決済用口座に移行していると、そのほかについては4月からの切替えに基づいて、順次、決済用の普通預金口座のほうに移したいというような意向の説明を受けたところであります。

議会事務局において前年と変わったところは、郡の議会事務局というのがあったのですけれども、職員の退職により、それを新たに職員を雇用してするよりも、4町のそれぞれ事務局等を活用したところで運用していくということで、その点の旅費等が計上されていたところであります。

所管課である各課とも、事業計画と予算計上が適切になされていることを報告し、これをもって総務文教常任委員会における令和2年度の当初予算審査報告といたします。

なお、最後に、緊縮財政の中、予算編成においては大変な御苦勞があったものと推し量るのは私だけではなく、多くの議員が思っているものと思いますけれども、予算編成に携わった課長ほか職員の方々の労をねぎらいたいと思います。

これにて、総務文教常任委員会委員長の報告と代えさせていただきます。終わります。

○議長（蒲池恭一君） これで、総務文教常任委員長の報告を終わります。

次に、厚生建設経済常任委員長の報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 坂本君

○4番（坂本敏彦君） 改めまして、こんにちは。

（こんにちは。）

厚生建設経済常任委員長の坂本です。厚生建設経済常任委員会に付託されました一般会計、特別会計当初予算審査について、委員会を代表して報告いたします。

本定例会において厚生建設経済常任委員会に付託されました案件は、令和2年度一般会計当初予算における健康福祉課、特別会計当初予算における介護保険事業、特別養護老人ホーム事業会計、国民健康保険、和水町立病院事業会計、一般会計当初予算における農業委員会、農林振興課、商工観光課、建設課、特別会計当初予算における簡易水道事業会計、下水道事業会計、特定地域生活排水処理事業会計について、令和2年3月9日午後と本日10日午前、厚生建設経済常任委員6名と所管の各会計関係職員同席の下、慎重に審査を行いました。

まず、一般会計の健康福祉課関係から報告いたします。

民生費の国民健康保険事業会計繰出金、特別養護老人ホーム事業会計繰出金を除く健康福祉課所管の令和2年度の予算は14億748万6,000円で、昨年度と比較して1億4,384万2,000円の減額となっております。特別会計である介護保険事業会計当初予算は、昨年度より1,537万5,000円の減額の14億7,841万8,000円となっております。令和2年度においては、令和3年度から始まる第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画並びに介護保険料を見直す重要な1年となるようです。

次に、特別養護老人ホームの審査報告をいたします。

歳入については、歳入合計4億9,677万7,000円となっており、繰越金、繰入金を除いた実質的事业収入が4億5,146万4,000円で、前年比218万9,000円の増収となっており、増収の理由は、短期入所、ショートステイ利用者の増加により増収が見込まれているものと思われます。

歳出については、施設介護及び短期入所の一般管理費が前年比638万7,000円の増額となっており、要因は主に人件費で、会計年度任用職員の社会保険料事業主負担金が増えたものと思われます。

次に、和水町立病院事業会計の審査報告をいたします。

和水町立病院事業会計について、収益的収入及び収支の予定額は、収入、支出それぞれ9億1,225万1,000円で、前年比3,682万1,000円となっております。令和2年度では、空調設備などの改修が計画をなされておりました。

次に、農業委員会の審査報告をいたします。

主な歳入といたしまして、農業委員会補助金175万5,000円、機構収益事業補助金12万6,000円、農業者年金事務委託事業収入36万5,000円、歳出総額は2,557万1,000円、職員の人件費を除き、主な歳出は、農業委員11名、推進委員17名の委員報酬568万8,000円、総会等の費用弁償、研修旅費83万6,000円、農家台帳システム保守委託料176万円、農家台帳システムサーバーリース料109万円、各協議会の負担金49万円となっております。

次に、農林振興課の審査報告をいたします。令和2年度農林振興課予算総額2億6,779万6,000円、森林経営管理制度が平成31年4月から施行されたことに伴い、林政アドバイザー及び事務補助員を雇用し、森林所有者への意向調査や現地調査、分析などを行い、適正な森林経営管理を目指し、林業就業者人材育成として森林環境贈与税を活用し、労働安全衛生講習会などに係る講習会補助やチェーンソー及び仮払い機の購入補助が新設されておりました。

次に、商工観光課の審査報告をいたします。商工費総額は1億2,980万5,000円となり、前年比8,696万2,000円の減額となっております。主な要因といたしまして、金栗四三大河ドラマ関連事業とプレミアム付商品券事業の終了によるものでした。また、新たな取組みとして、道の駅きくすいが重点道の駅に選定されたことに伴い、活性化協議会運用費用やデジタルサイネージ実証実験費用、その他三加和温泉等不動産鑑定委託料、また、和水町マスコットキャラクターなごみんのPR演出費用などが計上されておりました。

次に、建設課の審査報告をいたします。建設課の一般会計令和2年度歳入歳出予算総額9億3,193万5,000円となっております。令和2年度の新たな事業として、災害発生を未然に防ぐ目的として、1億6,500万円の緊急自然災害防止対策事業債が充てられていました。

次に、特別会計の簡易水道事業会計歳入歳出予算総額7,517万8,000円、下水道事業会計歳入歳出予算総額7,565万6,000円、特定排水処理事業会計歳入歳出予算総額1億963万2,000円となっております。

以上、建設課の所管する3つの特別会計におきましては、健全な経営と町民にとって安心で安全な環境整備に努められることを願い、以上で厚生建設経済常任委員会に付託されました令和2年度当初予算審査報告を終わります。

○議長（蒲池恭一君） これで、厚生建設経済常任委員長の報告を終わります。

以上で、令和2年度当初予算審査報告についてを終わります。

日程第22 議案第24号 令和2年度和水町一般会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第22、議案第24号「令和2年度和水町一般会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番 秋丸君

○7番（秋丸要一君） 22ページです。財産収入、財産運用収入のところになりますが、利子及び配当金773万7,000円を一応予算計上してありますが、この基になる基金について、二、三お伺

いしたいと思います。

先般、2月14日、全協の折に、監査委員の報告から執行部に対して基金の運用、管理保全について再三の注意喚起並びに勧告をなされました。この件について、その内容というのは議員の皆様も御存じだと思いますが、基金の約80億円のうち6割に当たる約50億円をJAバンクに預金しているということでした。何が注意喚起の基になっているかというのと、これは今の経済状況を考えたときには、そのリスクの回避を優先されて、監査委員はなされたのではないかと思います。

この問題は、農協に預けている預金が農林中金というところにおいて運用されていて、これはもう米国のハイリスクの債権であるCLOというのに8兆円ぐらいの多額の資金を投入しているということであります。農林中金は、世界でも有数なヘッジファンドなのですよ。このCLOというのが、まずBB格以下の投資不適格債でありまして、これはもう12年前、サブプライムローンがありましたよね、これの企業版ということで、ほぼ同じではないかと思います。

○議長（蒲池恭一君） 秋丸議員、一般質問ではありませんので、簡潔明瞭に質問、答弁を求めます。

○7番（秋丸要一君） そういうことで、その勧告に基づいて、町当局は現在までにどのような措置をとられたのかということをお聞きしたいと思います。それから、今後どうされるかということも含めて、質問いたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 基金の運用、勧告をなされた後の執行部の対応ということでございます。少々長くなっても、ようございますか。

○議長（蒲池恭一君） そうですね。

○副町長（松尾栄喜君） いろいろ御案内のとおり経過がございますものですから、少し御説明させていただきたいと思います。

それでは、まず昨年12月5日と6日、11月分の監査委員によります例月現金出納検査というのが行われております。今、秋丸議員のほうからお話ございましたように、基金の運用は総額81億円でございますが、そのうちのJAの運用割合が61%ということで、1金融機関に集中し過ぎているのではないかという御質問がございました。会計管理者と私のほうから、昨年の3月末では肥後銀行が38%、玉名農協が45%、それから国債などの債権が16%ということでございましたので、金融機関ごとに大きな差はなかったと。

ただ、昨年の5月末で財政調整基金の13億円が満期になりました。では、これをどのように運用していくかというときに、会計課のほうから肥後銀行と玉名農協のほうの利率の見積りを取りました。肥後銀行のほうが0.01%、玉名農協のほうが0.03%でございました。3倍の違いがあるということで玉名農協のほうに有利な運用をということで預け替えをしているところでございます。その結果、先ほどお話があったように、81億円のうちの農協の割合が61%になったということでございます。

ただ、その場でもお話をいたしました、監査委員のお話のとおり、1金融機関に偏り過ぎる

のは、安全・確実な運用の面ではいかなものかということも我々も思っておりますということで、今後満期が来るものにつきましては、財産の分散化の観点から、新たな金融機関も含めまして、預け入れ先は検討していきたいということで回答したところでございます。

しかしながら、12月6日の預け入れの結果報告におきましては、特記事項として質問と同内容、1金融機関に集中しているのではないかとといったような御意見がございました。その後、12月11日に委員の申出によりまして、町長を含めて執行部と意見交換を行いました。そのときに、委員からインターネットの資料を提供されまして、今、お話があったようなCLOは非常に危険ではないかといったようなお話がございました。執行部のほうからは、町は農林中金ではございませんので、玉名農協のほうに預けておりますと、それから農協系統の金融機関もメガバンクと同様の安心感はあると御説明いたしましたけれども、委員の思い、御意見もございましたものですから、一度、玉名農協、それから農林中金のほうから説明を求めるということにいたしました。12月20日、玉名農協と農林中金に来てもらいまして、町長以下、話を伺ったところでございます。

そのポイントを申し上げます。農林中金は、CLOの中でも元利払いの優先順位が最も高い、AAAということですが、AAA格に限定して投資しております。このAAA格は、CLO全体の60%から65%を占めていると。

それから2つ目、先ほどお話がございましたサブプライムローンのときとは違って、構成企業1社、1社との取引ではなくて、いろいろな職種の企業が、100社から200社というお話ですが、集まった1つのグループ、そこでございますので、その企業全部が一気に倒産するという可能性は低いと思われるということ。それから、企業の全資産を担保として設定されているというのが2点目です。

それから3点目、リーマンショックの反省を基に現地に職員を派遣しているし、現地でも日本でも厳格なストレスチェックを必ず、毎回行っておりますということです。

それから4点目、農林中金の総資産109兆円、メガバンク相当の資金力があるということと、自己資産比率も21.5%ということで、そういう説明でございました。

以上の内容につきまして、我々は中金から説明を受けたことを1月9日と10日に実施されました例月検査におきまして御説明いたしましたけれども、御案内のとおり、1月10日付の結果報告で基金の運用についての注意喚起と勧告というのがなされたところでございます。その監査報告のポイントは、先ほどお話があったように決済用の基金口座を作って、早く切替えなさいといったような勧告でございました。

このような監査委員からの注意喚起と勧告ということで重く受け止めまして、我々執行部も相当議論を重ねました。その結果、前回の全協のときに御説明いたしましたように、今お話があった0.01%の定期預金については決済用に移し替えるということと、そのほかの定期預金につきましては、満期日等を勘案しながら決済用に切り替えるか、別の金融機関に移すか、それは検討してまいりたいと思っておりますということで報告いたしております。

そして、2月13日、先ほどお話がございましたように、6本の基金を決済用の普通預金に入金したところでございます。しかしながら、2月13日の例月検査の結果報告で、監査委員からは、

町当局からの回答はゼロ回答ではなかったが、素直に言って満足のいくものではなかった、ＣＬＯの危険性を軽視しているのではないかと、中は略しますけれども、今は緊急時です、町の財産を守るため、一刻も早くリスクを取り除かれるよう最大要請しますという要請がなされました。同様の内容につきまして、２月１４日の全員協議会の中でも、監査委員から説明があったところでございます。

こうしたことを受けまして、２月１７日、再度、玉名農協と農林中金に説明を求めまして、このときは監査委員にも同席していただきました。当日の説明は、先ほど４点申し上げましたが、１２月２０日の説明内容と基本的には同じでございます。ただ、質疑応答は、もう我々は聞いておりまして理解しておりますので、主に監査委員と農林中金との間で質疑応答していただきました。その結果、農林中金とＣＬＯの関係、それからリスク管理の在り方、そういったことについて監査委員にも理解を深めていただいたものと我々は思っております。

しかしながら、２月２５日に監査委員がまた町長室においてになって、２月１７日の農林中金の説明では一応納得はしたのだけれども、よく考えてみるとＣＬＯのランク付け、ＢＢとかＡＡとかＡＡＡになるといったようなことがどうも理解できない、この商品は危険だと言いに来たというようなコメントがございました。執行部から玉名農協と農林中金のこれまでの説明で我々は納得しておりますと。もう１点申し上げるのならば、金融庁の検査におきまして、農林中金に対して現段階で指導が行われているといったような状況ではございませんものですから、我々は玉名農協を信頼しておりますといったようなことでコメントしまして、終わっているところでございます。

以上が執行部としての対応でございます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はございませんか。

７番 秋丸君

○７番（秋丸要一君） 現段階では、執行部のほうは問題ないと認識されていると今感じました。しかし、もう今は、監査委員がしつこく言われているのは私も同感なのですよね。なぜかという、やっぱりＣＬＯというのは物すごくハイリスク、ハイリターンの商品で、私たちの大切な基金が、もし万が一、毀損するようなことがあったら、どうやって町民に説明するのか、そういうことを考えますと、やはり危険と思われるような、そういう商品に我々の基金がそこに投入されていると思うのですよね。ですので、やはりリスク回避の保全をやっぱりしていくべきではないかなと私は思います。

そういうことで、今はもう世界経済もリーマンショック再来という、報道ベースでは言っております。やはり、この辺のところはもう一考を願って、リスクの回避をしていただければと思っております。その件、どうでしょうか。

○議長（蒲池恭一君）

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 先ほど御答弁申し上げましたとおり、現段階では、農林中金、玉名農協、両方とも我々は信頼しているということでお答えさせていただきます。

○議長（蒲池恭一君）

7 番 秋丸君

○7 番（秋丸要一君） 先ほど池田総務文教常任委員長からの報告がありましたが、4 月以降に順次、決済資金のほうに移すということを報告されましたが、その件については決済預金になるまではどうなるのですか、その時期を教えてくださいたいと思うのですよね。それと、それを待っていた間に、このリセッションが起こって、今でも株がえらい下がっているのですよ、昨日も、今日も。本当にこれはもう金融バブル、金融危機と私は思っておりますが、こういう状況でありますので、ちょっと急いで何とか対応できないかなと思います。それも含めて、よろしくお願いします。

○議長（蒲池恭一君） 大丈夫ですか。執行部の答弁を求めます。

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 先ほど委員長報告がございました。すみません、私は委員会に出ておりませんものですから、その内容につきましては存じ上げませんが、多分、会計管理者がお答えしたのは、先般、2 月 14 日のときに資料として添付されておりましたが、町長名で監査委員にお答えした内容についてコメントしたものではないかと思っております。その内容の 1 点目は、利率の、この前書いておりましたのは 0.01% の定期預金については早急に決済預金に切り替えるということと、2 つ目ですが、その他の定期預金については満期日等を勘案して、決済用に切り替えるか、別の金融機関に移すかを検討しますということで文書で回答しておりますものですから、多分そのような回答をしたのではないかなと思いますが。

○議長（蒲池恭一君） しばらく休憩します。再開は 15 分からにしたいと思います。

休憩 午後 2 時 分

再開 午後 2 時 15 分

○議長（蒲池恭一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10 番 池田君

○10 番（池田龍之介君） 10 番、池田です。何点か、お聞きいたします。

私の所管課のやつも含めたところになりますので、あえて質問させていただきますけれども、昨年度に引き続いて今年度も委員長報告の中でも申しましたけれども、財政調整基金から 1 億円、減債基金から 1 億 5,000 万円が繰り入れられております。歳出のほうで、利息等の積立てが 8 基金の中に積み立てられるように計画が予算に組まれておりますけれども、令和 2 年度末で、その取崩しをした額も含めたところで、いろいろな基金の残高は幾らぐらいの見通しをお持ちなのか 1 点です。

それと、土木費のことで、お聞きいたします。ブロック塀除去補助金で 600 万円、ブロック塀更新補助金で 200 万円、これは大阪北部地震で登校中の小学生が死亡するという犠牲があった案件があってから、国のほうが危険回避のためにそういったやつを国庫補助を出しながら、新しく

安心・安全なブロック塀とか、そういうやつを造り上げようということだと思っていますけれども、昨年の実績が何件あって幾らだったのか、それと今年度600万円と200万円、合計800万円が組んでありますけれども、何件の見通しで組まれたのかです。

それと、次が各自治体の財政的な指標を示すのにいろいろありますけれども、実質公債費比率が我が町は平成30年度決算においては9%となっておりましてけれども、今年度町債権発行を幾らかされるようになっております。その見通しは幾らなのか。ちなみに2市4町のことを申しますと、荒尾市が、これはあくまでも平成30年度決算ですけれども9.4%、長洲町が9.1%、玉名市が8.1%、南関町が7.9%、玉東町は4.9%と、非常に私が思っていたやつよりも我が町が悪くなっているような気がするのです。一番悪いかと思う玉東町が一番良いのです。それがちょっと不思議でなりません。財政力指数も、平成30年度決算で見ますと、長洲町が0.55%、荒尾市が0.48%、玉名市が0.44%、南関町が0.4%、玉東町が0.29%、我が和木町は最下位の0.24%です。そうすると自主財源率についても、玉東町が45.7%、長洲町が39.5%、荒尾市が34.4%、南関町が31.1%、玉名市が31%、我が和木町は28%、これまた自主財源率も低い町になっているのです。合併する前の菊水町のことを言いますとあれかと思っておりますけれども、ある程度中庸、三加和町も中庸のほうを行っていたと思うのですよね、2市8町の中では。それが今、あれから見ますと、もう最下位なのですよね、和木町が。だから、これは総務課長も我々に指摘されたところもあるのですけれども、私も委員長報告として報告させていただきましたけれども、今後の事業、町債発行、そういうものは、やはり綿密に考量を重ねながらやっていかんといかんのかなという思いがしております。その点、町長はいかがお考えなのかをお聞きしたいと思います。

それと、もう一つが、先ほど7番議員が申されましたけれども、基金の運用についてでありますけれども。御存じかも知りませんが、このCLOというのは、もともと格付けされる前の会社の格付けというのは、一番上がBBBなのです。それがBBBの割合はアメリカの会社の1.1%です、全体の中でですね。その後はBB、B、Bが一番多いのですよ、このCLOというのは。それを今度は、この商品売り出す会社か何かは知りませんが、格付けをAAA、AA、Aとして、格付けを上げて公表しているわけですよ。このCLOは本当、私は言うなら、詐欺まがいですよ、これは。農林中金がこういった外資系の証券を買う訳は分かるのですよ。組合員から奨励金として0.6%は返しているわけですよ。日本には0.6%の金利の証券なんかはないわけですよ。一番高い国債においても0.3%から0.4%ですよ。だから、リスクを冒してでも、そういった証券に手を出さざるを得ない事情は、私にも分からなくてもないところがあるわけです。でも、危機管理から申しますと、親亀の背中に子亀を乗せて、子亀の背中に孫亀を乗せて、孫亀の背中にひ孫を乗せて、親亀がこけたら皆こけたですよ。連鎖的な危機回避をするためには、どうすべきかというのを考えないといかんのではないかと思います。

危機管理について、ある人はこう言っています。空振りは何遍したっていいのですよと、見過ごしができないのですよと。本当にこれが今のまま、もし執行部がそのままの状態で行った場合、これは見過ごしになるかも知れないわけですよ。その前に危機回避をする、それをしたとき、CLOが潰れる、それは空振りになるかも知りません。しかし、それぐらいの気持ちを持って

当たらんと、危機回避というのは避けられません。この基金というのは、地方自治法にも提起されておりますけれども、町の財産であると。町の財産というのは、町民の預貯金なのです。それも、和水町になってから、もう14年間積み立ててきているわけですよ、長い期間にわたって。合併前の菊水町、三加和町の積立金も、そのまま引き継いでいるわけですから、歴史的には相当長い間、積み立てた金額が今の額なのです。それを守るというのは、今、執行部におられる方々、我々議員に責務があると思います。有働監査委員も、秋丸議員も、私も、農協が悪いとか、中金が悪いとか、全然一言も言っていないのです。危機回避をするためにはどうしたらいいのか、今、一番最善の道はこれではないかということを監査役も勧告をなされたと私は解釈しております。私も、そう思います。危機回避をするための最善、今の最善策はそれしかないのではないかなと思います。

それと、もう一つが、これも総務文教常任委員会に関係するのですけれども、81ページです。今年度から菊水地区が4小学校を統合して、4月1日から菊水小学校がスタートを切ります。そのための通学に要するスクールバスをプロポーザル形式で業者を決めるということは伺ってありました。でも、その結果、経緯については何ら、全協を開いて、説明も何もありません。私も、昨日、この予算審査の中で聞いただけです。はっきり、このプロポーザルに参加した企業数が何社あって、金額がどうであったのか、決定した経緯を説明してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 大丈夫ですか。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 私のほうからは、池田議員から、まず基金の今後の見込み、それと実質公債費の今後の見込みということが御質問にありましたので、お答えいたします。

今後の見込みです。平成30年度末、これはもう目的基金も全てです。80億4,523万8,000円、まず現在高です。それと、令和元年度の、これはもう見込みになります、80億1,830万6,000円。そして令和2年度中に増減分です、積立額4,359万8,000円、基金の運用、地方債等々の運用、国債の運用等々がございます。それと、取崩し額2億9,491万9,000円でございます。令和2年度末の予算レベルでの見込みといたしまして、77億6,698万5,000円の見込みを立てております。

それと、実質公債費の見込みということで、最新版は池田議員自らがおっしゃられたので御存じかと思います。新しい分につきましては、次の実質公債費比率というのは、令和元年度の決算を経て、そして監査委員の意見を付して、決算のときに、この議会の皆様方に御報告する形になります。ただ、数値的には具体的には申し上げられませんが、見込みといたしましては、単年度の実質公債費はかなり、もう二桁、10に近い、それぐらいになります。ただ公表される実質公債費見込みというのは、過去3年間の平均ですので、そうなりますと若干落ちてくると。ただ、こういった形での起債を、10億円とかをそういうところでずっと借り続けますと、過去3年とはいえ、こういう単年度の比率が増えてくれば、当然3か年が増えれば平均は上がってくるという形でございます。十分その辺は、実質公債費比率、これは財政健全化法に位置づけられておりますので、確か18%とか、25%になったときのそれぞれのペナルティーもございます。まず、そう

いったものに触れないように、しっかりと財政運営のほうをやっていききたいと思います。

玉東町が低いのにということでした。やはり玉東町は、過疎が使いません。そういった意味で、ある意味、交付税措置が何もない部分でのいろいろな整備は使えるのですけれども、それがないものですから、起債そのものが多分私が見込むに少ないのではなかろうかと思われます。

以上でございます。

○議長（蒲池恭一君）

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） ブロック塀のことのお尋ねで、お答えいたします。

ブロック塀というのは個人所有の危険なブロック塀の除去、または更新をする助成となっております。除去のほうが最大20万円の助成、更新のほうが最大10万円の助成をいたしております。

令和元年度は6件で、104万6,000円の支出をいたしております。令和2年度の助成件数ですけれども、除去のほうが30件、更新のほうが20件の予算を計上しているところです。

以上で終わります。

○議長（蒲池恭一君）

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 失礼しました。自主財源比率等々についての御質問もございました。様々な自主財源の出し方がございます。ただし、単年度予算で組んだときの単年度、単年度の自主財源の比率というのは、予算の組み方に非常に左右されるものもございます。そういった意味からも、例えば、もう法的な事務費だけで組んでしまうとすれば、そこにはまた数字が変わってくるところがあります。やっぱりここに、いろいろな政策的な経費が来ますので、そういった分野でかなり変わってくることがあります。確かに自主財源は、議員がおっしゃるとおり、よそと比べれば確かに少ないということが言えると思います。ですから、いろいろな補助金等々をしっかりと取っていただいて、各事業を有利な財源確保をしながら、やっていかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） それと、学校教育課に行きましようか。

学校教育課長 下津君

○学校教育課長（下津隆晴君） 池田議員のスクールバスのプロポーザルについてでございますけれども、申し訳ございません、今、手元にその資料というもの、数字を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 報告は全協でするのですか、今、必要ですか、どちらがいいですか。

○10番（池田龍之介君） 私だけではなくて、全議員が分からないわけでしょう。執行部から、その後の経過というか、経緯というのを説明が、全協は何回かあったと思いますけれども、その中でも説明がなく。

○議長（蒲池恭一君） してなかったです。今回もなかったしですね。本日、本会議が終わってから説明していただくようにしましょうか。いいですか。今のそれでよろしいですか。

○10番（池田龍之介君） はい。

○議長（蒲池恭一君） それと、もう一丁、先ほど7番議員の秋丸議員からあったところの付随で答弁できますか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

副町長 松尾君

○副町長（松尾栄喜君） 池田議員からの御質問は、大切な町のお金、住民のお金、この基金を守るのは執行部、それから議会の責務ではないかということでございます。

御質問の中でもございましたが、公金の運用につきましては、これは地方自治法の中で最も確実、そして、かつ有利な方法で保管しなければならないということで書いてございます。確実と、やっぱり有利です。ですから、いろいろな状況がございますけれども、町の今後の対応といたしましては、先ほど御説明もしましたけれども、満期分につきましては、その都度、金融機関、今は肥後銀行と農協でございますが、そのほか熊本銀行もございますし、ゆうちょ銀行もございます。そういったところから、有利という面では利率の見積りをとると、そういったことも含めて、ただ、もう1点、最初も申し上げましたけれども、ある程度、やっぱり金融機関のバランスという言葉が適切かどうかは分かりませんけれども、そういったことも視野に入れながら、今後のことは安心、確実に有利なところを選定していきたいと思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 自主財源率の件であれですけれども、玉東町、南関町、長洲町については、長洲町は大きな会社がいろいろ入っているから、自主財源率はもともと高かったほうなのですけれども、玉東はそんなに企業も余りなくて、自主財源率が高いというのは、ふるさと応援寄附金ですよ。あそこが6億円だったか、9億円だったか、あるわけですよ。そうすると、長洲町に関しても1億円ぐらいあるわけですよ。それと南関町が3億円ぐらいだったかな。反対かな、長洲が3億円で、南関が1億円だったかな。で、南関町が6次産業化をさせていただいて、あそこも我が町同様、タケノコが物すごく産地なのですよ。そのタケノコの商品を返礼品として、20種類か何か、数が多い商品化をされていて、それが何か好評らしいですよ。だから、自主財源率どうのこうのではありませんけれども、我が町も今年度から力を入れて、町長も1億円を目指しますというようなことを9月定例会の答弁で述べられていたと思いますけれども、だから6次産業化を何とか、町の指導というであれですけれども、そういったこともやっぱり考えていかなければ、自主財源率というのはなかなか上がらないのではないかなと。企業誘致もままならない今の状況ですのですね。なかなか企業というのは、県が菊陽とか益城とか、あっちのほうには力を入れているわけですよ。でも、こっちの城北地区には、なかなか県も力を入れて、企業誘致を一緒にしましょうかというような話もなかなか来ないだろうと思いますので、そういったことでやはり自主財源率の確保というのは非常に大切ではないかなと私は思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。そうすると、何かを使ってやるからって、そこは手数料

が高いらしいですね。そういう批判はどこもやっぱりしているらしいのですけれども、そこを通して成功したから仕方ないかなというような感じで今も続いているのではないかなと思うわけですが、その点、6次産業化の件も、よろしくお願い申し上げます。

それと、ブロック塀の件ですけれども、町独自で町内を回られたことはありますか。これは、去年の夏、私も初めて参加させていただいたのですけれども、学校の児童の登下校の通学路点検で、一応町内を一通り回ったのです。そのときに、やはりブロック塀とか、いろいろな障害物の危険箇所が何か所かあったのですよね。それは挙げてくださいということで、学校教育課のほうで学校側にもいろいろと手を尽くされて、協力をお願いされていたと思いますので、資料的には学校教育課のほうでお持ちだろうと思いますので、そういうところも含めたところで、個人の負担もあることはあるのですけれども、補助金も出して、しやすくなっている事業がありますというようなPRもしたほうがいいのではないかなと思いますので、今後の課題として検討していただきたいと思います。

それと、公金についてですけれども、まず考えなければ、一番は安全ではないかなと。堅実というのがありますけれども、やはり安全第一を考えて、運用されるように要望しておきたいと思います。

最後に、町長の思いか何かがありましたら。

○議長（蒲池恭一君） ふるさと納税とか、いろいろありましたので、そこら辺。

町長 高巢君

○町長（高巢泰廣君） まず、何点かございましたけれども、ふるさと納税に関しての返礼品に対して、南関町は非常にその辺は、6次産業化を目指して、そして対応しておられるというようにお話を、その件は調理上手といいますか、加工場も造って対応しておられるということ存じております。それが今、実を結んできていると私も感じております。だから、この辺が我が町もしっかり考えていかんといかんののではないかなということで、先日も副町長とも、そういう話をして、やっぱりそこに力を入れるようにしていく必要があるということで、話はしたところでございます。要員をいかにそこに投入するかということにやっぱりつながってくると思いますけれども、ふるさと納税につきましても、ようやく8月からスタートしたというようなことで、ようやく今、基礎ができたということで、先ほど言われましたように9月の議会だったと思います。1億円を目指していこうということでしたけれども、結果的にはそこまでは行っておりませんが、確実にまずは返礼品を増やすことが先だということで、そこはしっかり担当部署も心して取り組んできましたので、かなりの品目になっておりますので、その辺は後で報告を担当課長からいたしたいと思います。

今後、さらにその辺を増やして、やっぱり知ってもらおうということ。それと、どこもやっぱり競争なものですから、同じ商品でも目に付けば、そののやつを買うということになってくるだろうと思いますので、その辺は後で担当課長から報告させたいと思います。

それから、ブロック塀につきましては、確かにこれが倒れますと大変なことになると私も感じているところです。やっぱりこの辺は、今後も引き続き、そういった危険箇所は、こちらから指

摘はなかなかできないかもしれませんが、区長会辺りでも話をしながら、こういうところ
は対応したらどうかということを喚起したいと思います。

それから資金の運用ですけれども、これにつきましては、私どもはＪＡ玉名に貯金をしている
わけであって、その上部機関にやっているということではございませんので、当面それがすぐ破
綻するというようなことは、私はないと思っております。ここは見解の相違かもしれませんが
ども、とにかく、もし万が一なるようなことがあったときは、これはもう早急に口座を、定期で
すので、それを普通口座に移し替えると、これは私も確認しましたがけれども、この切替えは、も
う１日あればできますということです。しっかりと情報を収集しながら、私どもは運用して
いけないかと思っております。これは１円たりとも減らすことはできないというのが基本だと
思いますので、町民の皆さん方の大事な貯金ですから、これはしっかり守りながら、さらにでき
ることならば運用益が出るようにしていくのが我々の務めではなかろうかと。しかし、誤らんよ
うにせなんというのは御指摘のとおりでございますので、そこはしっかり私どもも心しながら取
り組んでまいりたいと思います。

それから、とにかく安全第一でということで先ほど御指摘頂きましたので、この辺はもう当然
そのとおりだという認識でおりますので、さらにこの辺は緊張感も持ちながら、私どもは運用し
てまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（蒲池恭一君）

まちづくり推進課長 石原君

○まちづくり推進課長（石原康司君） ふるさと納税の実績だけ、お答えしたいと思います。

集計結果は、今年の方が１月末の分で今のところ3,949件、金額のほうで5,200万円というのが
今のところ確実な集計結果となっております。あと２か月分が集計になりますので、３月末では
5,500万円というの見込んでいますのでございます。

あと返礼品につきましては、昨年までが26品目というのがホームページ上で載っておりました。
今の実績としましては80品目まで増加させております。ほぼ町内のほうのスイカ、ミカン、また
牛肉、豚肉等の特産物については、米も含めて、本来返礼品のほうに入れております。また、取
り扱う事業者としまして、昨年までは7事業者となっておりますが、今は25の事業者の方が
取引をされておまして、そこも増加をたどっております。これらの取組で、先ほど基金条例の
ほうを策定しましたが、承認いただきましたので、次年度からは基金のほうに積立てを行いまし
て、確実な事業展開のほうをやっていききたいと思います。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） 町長が農協が潰れるどうのこうのはいないと言われました。私も農協が
悪いどうのこうのは言っていないですよ、一言も。そういう状況を把握したらということと言
われたと思いますけれども、炭鉱のカナリアという言葉を知っておられますか。炭鉱のカナリア
というのは、昔、鉱山に入って、手で掘るわけですよ、人力で。そのとき有毒ガス等が発生し

たとき、カナリアがさえずるのだそうです、敏感に。そういう前触れとか前兆を察するような危惧もないし、そういう雰囲気もないとですよ、投資関係で毀損するときは。だから、そのところを付け加えて、質疑を終わりたいと思います。よろしく願いしておきます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第24号「令和2年度和水町一般会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第25号 令和2年度和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第23、議案第25号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第25号「令和2年度和水町国民健康保険事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第26号 令和2年度和水町介護保険事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第24、議案第26号「令和2年度和水町介護保険事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第26号「令和2年度和水町介護保険事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第27号 令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長(蒲池恭一君) 日程第25、議案第27号「令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第27号「令和2年度和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第28号 令和2年度和水町住宅用地造成事業会計予算

○議長(蒲池恭一君) 日程第26、議案第28号「令和2年度和水町住宅用地造成事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第28号「令和2年度和水町住宅用地造成事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第29号 令和2年度和水町簡易水道事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第27、議案第29号「令和2年度和水町簡易水道事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番 高木君

○6番（高木洋一郎君） ページ数でいきますと歳出の8ページ、委託料の法的化業務委託料36万3,000円、昨年度の予算にも計上されておりましたけれども、公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップが示されております。今、その準備をされていると思うのですけれども、令和5年度までに移行しなければならないように理解しておりますけれども、いつ移行の予定で準備されているのか、お伺いいたします。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） 高木議員の御質問に、お答えします。

今、予定としましては令和5年4月1日から法的化を開始したいと予定いたしております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに特計も一緒ですか。

○建設課長（中嶋啓晴君） 同じように、簡易水道事業会計、下水道事業会計、特定地域生活排水処理事業会計、この3会計を令和5年4月1日から開始したいと予定いたしております。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） 令和5年ですね。

○建設課長（中嶋啓晴君） すみません、令和5年です、申し訳ないです。

○議長（蒲池恭一君） 5年よね。

○建設課長（中嶋啓晴君） 令和5年4月1日に。

○議長（蒲池恭一君） 最初7年と言われた、いいね、5年でした。ということです。

ほかに質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） ページ数は10ページです。公債費が元金が2,404万円で、226万1,000円を繰り出して償還するようになっておりますけれども、あと何年ぐらい、この償還が続くのか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○議長（蒲池恭一君） 執行部の答弁を求めます。

建設課長 中嶋君

○建設課長（中嶋啓晴君） ただいまの御質問に、お答えします。

簡易水道事業会計は、最終償還が平成46年、令和15年3月と計画がされております。

以上で終わります。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） まだあと15年ですね。これは委員長報告で所管課が持っています三加和総合支所住民課、それとまちづくり推進課、中林水源と平野ビレッジ、久井原団地の水道についてですけれども、毎年、こういう言い方をするといけないかも知れませんが、一般会計から償還金額以上の金額を、今、つぎ込んでいるわけですよね、この次の下水道に関しても、そうですけれども。だから、少しでも業績、使用料等を稼がないかんと思うわけですよね。だから、以前からどうにか料金の見直しをお願いしていた件もあるわけですよね。そうした場合に、管轄を、もう建設課のこの簡易水道事業一本にできるような感じの検討をお願いできないかなと思うわけです。なかなか難しいところもあるのかなという感じはしますけれども、そうすることによって、この事業会計がもう少し好転していくのではないかなと自分は思うわけですので、その点を今後1つの検討課題として捉えていただけないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（蒲池恭一君） 執行部。

総務課長 上原君

○総務課長（上原真二君） 庁内組織の分については総務課になりますので、私のほうから、お答えしたいと思います。

できるだけ一本化ということですが、その利便性も分かります。ただ、その目的として、この簡易水道事業会計の採算が合わない部分を何とかかなりはしないだろうかと、私はその目的の部分で、やはり受益者負担というのが非常に重くのしかかってきます。全てを一緒にしますと、誰のための、例えば違ったところの水道の方が負担金なのかと、ある意味では、これは考え方が、たくさんかかっている簡易水道会計の分をかかっている方が補うという形、これは避けたいと思っております。議員がおっしゃる、そういう意味も十分承知いたしております。当然検討は重ねたいと思えます。

以上です。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

10番 池田君

○10番（池田龍之介君） これは自分の認識が違っているかも知れませんが、以前、菊水のほうには、高野に共同で、自分たちでされていた水道があったと思うのです。今は町管理になっていないかな。この事業に含まれているのですか、簡易水道の。だから、そういった経緯もありますので、何とか検討課題として捉えられて、真摯に検討していただきたいと要望しておきたいと思えます。

○議長（蒲池恭一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第29号「令和2年度和水町簡易水道事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第30号 令和2年度和水町下水道事業会計予算

○議長(蒲池恭一君) 日程第28、議案第30号「令和2年度和水町下水道事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第30号「令和2年度和水町下水道事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第31号 令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算

○議長(蒲池恭一君) 日程第29、議案第31号「令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第31号「令和2年度和水町特定地域生活排水処理事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第32号 令和2年度和水町春富財産区特別会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第30、議案第32号「令和2年度和水町春富財産区特別会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第32号「令和2年度和水町春富財産区特別会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第33号 令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第31、議案第33号「令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第33号「令和2年度和水町後期高齢者医療事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（蒲池恭一君） 起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第34号 令和2年度和水町病院事業会計予算

○議長（蒲池恭一君） 日程第32、議案第34号「令和2年度和水町病院事業会計予算」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第34号「令和2年度和水町病院事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第35号 南関町・和水町火葬事務の受託について

○議長(蒲池恭一君) 日程第33、議案第35号「南関町・和水町火葬事務の受託について」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第35号「南関町・和水町火葬事務の受託について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第34 和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員長報告について

○議長(蒲池恭一君) 日程第34、「和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員長報告について」を議題といたします。

特別委員長の報告を求めます。

和水町総合グラウンド及びその周辺
整備事業検討特別委員長 荒木君

○1番(荒木宏太君) 皆様、こんにちは。

(こんにちは。)

それでは、和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会報告をさせていただきます

たいと思います。

和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の会議は、これまで7回を開催し、経緯の説明や現場確認、補助金・交付金等の情報収集を実施し、本事業の問題点や改善点について議論を交わし、意見の集約を図りました。執行部は、当初、工事設計2億6,269万7,040円の計画、第1・第2グラウンドをモストクレイ舗装、第3グラウンドを不陸整正の計画に、近年の建設業の物価状況を加え、事業費として約2億8,000万円の計画を示しました。本特別委員会は、今後の町の財政状況を踏まえ、事業費の削減を提案しました。

その後、執行部より、平成30年12月5日の全員協議会において、工事設計2億4,000万円の事務局試算削減案の説明がありました。内容については、第2グラウンドの表面仕上げをクレイ舗装ではなく、不陸整正へと変更する案であります。さらに、特別委員会では、スポーツ補助金や企業助成金等の活用を提案しました。

令和元年12月5日には、議員4名で県庁に足を運び、熊本県土木部都市計画課の2名の県の職員の方から、社会資本整備総合交付金の制度について聞き取りをしました。社会資本整備総合交付金には、特定地区公園事業という事業があり、この事業は5年をかけて整備を進めていく事業で、補助率については2分の1、しかし内示率が低いとのことでした。事業要件として、行政区域に都市計画区域の指定がなく、かつ、将来においても指定が予想されないこと、定住圏または地方生活圏の中心都市からおおむね10キロメートル以上離れていること、人口規模が5,000人以上であること、ただし人口1万人未満の村に設置される公園にあっては2以上の町村利用が見込まれること、定住圏または地方生活圏の中心都市における都市公園の整備が全国の整備基準に達していないこと、面積要件は標準規模が4ヘクタールであること等の要件があります。この社会資本整備総合交付金は、方法論の1つとして検討材料になりました。

令和元年12月19日、第6回会議において、和水町体育協会会長と副会長、そして和水町陸上競技協会会長を参考人として、意見の聞き取りを実施しました。大会や競技会、トレーニングでの利用について、そして環境や設備について等、様々な御意見を頂きました。

その後、本特別委員会は、スポーツ振興くじ助成金と社会資本整備総合交付金活用について、検討会議を実施しました。スポーツ振興くじ助成金については、令和2年での申請、交付決定が間に合い、早急なグラウンドの着工ができること、そして実施設計書も作成済みということもあり、申請条件を満たしていることから、本特別委員会での意見の集約を図り、令和2年の審査、交付決定に間に合うよう、補助金申請の提案をしました。

社会資本整備総合交付金の特定地区公園事業においては、平成29年3月17日定例議会において、測量設計委託料の承認がされていることによる原状復旧の内容とは目的が変更となること、そして、この事業は縛りが強く、将来の活用ができないこと、また、施設の管理費が莫大になる等の意見により、社会資本整備総合交付金特定地区公園事業の活用は難しいと意見の一致をしました。

令和2年3月3日、第7回会議では、来年度のスポーツ振興くじ助成金について、そして、その後の方針についての会議を実施しました。今後、施設の迅速な排水設備が必要なことや利用者の不便さの解消のため、助成金の交付決定がなかった場合においても、事業を早急に実行する必

要性があると考え、本特別委員会は事業を実施する方向で、全員一致しました。

最後に、これは委員会としての要望であります、執行部には、こういった施設に完成したいのか、年次計画を立てていただきたいと思います。

本特別委員会は、今後も事業の進捗を見守りながら、和水町町民のためにできる限りの最小の予算で、最大限の費用対効果を生む総合グラウンド建設になるよう検討を継続していくことを申し添え、和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（蒲池恭一君） これで、和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員長報告についてを終わります。

しばらく休憩します。35分から開会いたします。

休憩 午後 3 時17分

再開 午後 3 時35分

○議長（蒲池恭一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第35 発議第 1 号 和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の調査の期限を変更する決議について

○議長（蒲池恭一君） 日程第35、発議第 1 号「和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の調査の期限を変更する決議について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

和水町総合グラウンド及びその周辺
整備事業検討特別委員長 荒木君

○1 番（荒木宏太君） こんにちは。

（こんにちは。）

ただいまから、発議第 1 号「和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の調査期限を変更する決議について」、提出理由の説明を行います。

この議案を別紙のとおり、和水町議会会議規則第14条第 3 項の規定により提出するものであります。

次のとおり、和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の調査期限を変更するものとする。調査期限を令和 3 年 3 月末日とし、議会閉会中も継続して調査、検討できるものとするものであります。

変更の理由は、今後の事業の進捗について継続調査及び検討する必要があるためです。

以上が、和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の調査の期限を変更する決議についての提出理由であります。御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げまして、提出理由の説明といたします。

○議長（蒲池恭一君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第1号「和水町総合グラウンド及びその周辺整備事業検討特別委員会の調査の期限を変更する決議について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（蒲池恭一君）　起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第36 請願書 教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障をはかるための、
2020年度政府予算に係る意見書提出の要請についての撤回の件

○議長（蒲池恭一君）　日程第36、請願書「教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書提出の要請についての撤回の件」を議題といたします。

総務文教常任委員長から、請願書「教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書提出の要請について」の撤回の件の理由の説明を求めます。

総務文教常任委員長 池田君

○10番（池田龍之介君）　請願書「教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書提出の要請について」ということが総務文教常任委員会に付託されておりましたけれども、周辺自治体を調査いたしましたところ、我が町だけにしか提出がなく、提出者のほうに、できるならば歩調を合わせたいということで取下げをお願いしたところ、快く要請を撤回するというようなことで申出がありましたので、ここに撤回の件を提出した次第であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（蒲池恭一君）　お諮りします。

ただいま議題となっております請願書「教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書提出の要請について」の撤回の件を許可することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君）　異議なしと認めます。

したがって、請願書「教職員定数の改善及び義務教育に係る確実な財源保障をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書提出の要請について」の撤回の件を許可することに決定いたしました。

日程第37 常任委員の選任について

○議長（蒲池恭一君） 日程第37、常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

日程第38 陳情等の委員長報告について

○議長（蒲池恭一君） 日程第38、陳情等の委員長報告についてを議題といたします。

議会運営委員会に付託した陳情等について、委員長から委員会審査報告書が提出されました。

委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

議会運営委員長 高木君

○6番（高木洋一郎君） 皆様、こんにちは。

（こんにちは。）

議会運営委員長の高木でございます。

本定例会において、議会運営委員会に付託された受付番号第458号「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望について」、審査結果を報告いたします。

審査の結果は採択です。

委員会の意見としては、新型コロナウイルスの感染拡大による学校の休校、外出の自粛、イベントの中止や飲食店等への予約キャンセルなどが多発して、社会に大きな不安と経済的な影響を与えています。特に商工事業者への影響は大変厳しく、売上の減少や資金繰りに苦慮しておられる状況にあることから、早急な対策が必要であると判断いたしました。また、学校や飲食事業者等への食材提供をしている農業者においても、農産品の消費低迷などの影響が出ておりますので、農業者も含めて検討する必要があることを申し添え、本委員会に付託された陳情等の審査結果を報告いたします。

以上で終わります。

○議長（蒲池恭一君） 委員長の報告が終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

受付番号第458号「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（蒲池恭一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第458号「新型コロナウイルス感染症への対応に関する緊急要望」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(蒲池恭一君) 起立多数です。したがって、受付番号第458号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第39 閉会中の継続調査について

○議長(蒲池恭一君) 日程第39、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第40 議員派遣について

○議長(蒲池恭一君) 日程第40、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶもの多数)

○議長(蒲池恭一君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

議会を閉じます。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中での開会となり、今定例会は一般質問中止、会期、議事日程については、各位の御理解と御協力の下、昨日の開会から本日までの2日間とし、大変短い時間の中での審議となりました。しかしながら、今回提出されました諸議

案に対しましては、議員各位の終始極めて真剣な御審議により、それぞれ適切、妥当な結論を得たところであり、御精励に対し、深く敬意を表しますとともに、衷心より御礼を申し上げます。

また、町長を初め、町執行部におかれましては、常に真摯な態度を持って審議に協力されたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議あるいは委員会において、議員各位から述べられました意見なり、要望事項につきましては、特に考慮いただき、執行の際には十分反映されますよう、強く要望致すところであります。

執行部におかれましては、有明圏域内での3月4日の発生以来、さらに今まで以上に危機感を持って、新型コロナウイルス感染拡大防止に当たっていただいておりますが、さらに引き続き御尽力いただきますとともに、御自愛くださいますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶いたします。

これをもって、令和2年第1回和水町議会定例会を閉会いたします。

御起立願います。お疲れさまでした。

閉会 午後3時48分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和水町議会議長

署名議員

署名議員